

平成27年度第1回総合教育会議 会議録

日 時 平成27年5月27日（水）午後3時30分から午後5時まで
場 所 与謝野町役場本庁舎3階 会議室2
出席者 山添町長、岡田教育委員長、樋口委員、酒井委員、塩見教育長
小池教育次長、長島教育推進課長、岡田教育総務課長補佐
浪江総務課長、小牧総務課主幹

（浪江総務課長）

それではご案内の時間になりましたので、ただ今から会議を開会させていただきます。

委員の皆さまには大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また日頃は、教育行政の推進にいろいろとご尽力を賜っておりまして厚くお礼申し上げます。

なお、本日、今西委員におかれましては、どうしてもご都合がつかないということで、ご欠席の旨、伺っております。

皆さまご承知のように、今回の法改正によりまして、町と教育委員会とが連携して効果的な教育行政の推進をしていくという目的で、総合教育会議の設置が、全国どの地方公共団体にも義務付けられまして、町長が招集して開催することとされております。従いまして、本日の会議は町長名でご案内させていただいたところでございます。

ここで、山添町長よりご挨拶を申し上げます。

（山添町長）

皆さんこんにちは。本日は、平成27年度第1回の総合教育会議を開催させていただきましたところ、皆様方には非常にお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

先ほど総務課長から申しあげましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が4月1日に改正、施行されたことに伴いまして、総合教育会議を当町におきましても設置していく運びとなりました。この総合教育会議の大きな当面の目標といたしましては、与謝野町の教育大綱を作っていくという部分にあらうかと思えます。この後の議題でもありますように大綱の制定につきましては、当町の教育の方針を明確にしていくという作業があると思っておりますので、そうした大綱の制定につきましては、これまで教育委員として当町の教育行政を司ってこられました皆様方との意見交換をしていく中で制定をしていく必要があると思っております。

今回の法律改正に伴います我々首長と教育委員会との関係が深化することに対する皆様方のご意見についてはそれぞれあらうかと思えます。また政治が教育に関わることのリ

スク等においてもこれまでの教育委員会と政治との議論の中で多々変遷をしていったと認識しておりますし、私も政治的には中立の立場を保ちながら当町の子どもたちがいかに未来に羽ばたけるかという観点の中で議論を進めていく所存でございますので、この総合教育会議を通じまして、皆様方とともに大所高所そして未来を思う見地から議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、先ほど申しあげました改正内容の確認と総合教育会議の設置要綱の確認、また大綱の策定について、その後意見交換とございますが、忌憚のないご意見をいただきながらこれからの議論の礎にしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(浪江総務課長)

ありがとうございました。

続きまして、岡田教育委員会委員長よりごあいさつをいただきたいと思っております。

(岡田教育委員長)

皆さんこんにちは。教育委員の皆様には一昨日には、府教委の研修会のご参加遅くまでお疲れさまでした。

研修会では、子どもたちを取り巻く現状と課題についての説明を受け、今後は委員の活動に活かしてまいりたいと思っております。

さて与謝野町においては、従来より議事録はとっておりませんが、毎年町長との意見交換はさせていただいておりました。今後は、総合教育会議において、先ほども町長が申されましたように、より一層いろいろな議論をしながら与謝野町の教育の方向性を導き出して教育の向上に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(浪江総務課長)

ありがとうございました。

本会議の事務局でございますが、町長部局から総務課が担当させていただく予定としておりまして、少しお時間をいただきまして、ここで事務局の自己紹介をさせていただきます。

(浪江総務課長、小牧総務課主幹それぞれ自己紹介)

(浪江総務課長)

本日の流れでございますが、お手元の次第に沿って進めて参りたいと思っております。私の方で4協議調整事項の(1)総合教育会議設置要綱(案)についてまで進行をさせていただきます。

なお、本日は集中したご協議を賜りまして、できましたら会議の終了予定時刻を午後5時を目途とさせていただきたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

たします。

それでは座って失礼させていただきます。

次第の3番、地教行法の改正について、教育委員会事務局よりご説明をお願いします。

(岡田教育総務課長補佐)

失礼いたします。教育総務課の岡田です。よろしくお願いいたします。

ご説明を申し上げます前に、既に配付済の資料に不備がありまして、本日お手元に配付いたしました資料3につきまして差し替えをお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、私から地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正の概要について確認の意味も含めましてご説明申し上げます。

お手元の資料1-1をご覧ください。

この法律は昨年6月に公布され、本年4月1日から施行されました。

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関として、戦後一貫して、教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてきましたが、課題も多くあり、今回の改正において教育委員会制度の抜本的な改革が行われたものであり、4つのポイントがあります。

ポイント1として教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」が常勤の特別職として設置されます。

新教育長を設置することにより、教育長と4人の教育委員をもって教育委員会を構成することとなり、教育長が教育委員会を代表します。これにより第一義的な責任者が教育長であることが明確になります。緊急時に際して、教育長が教育委員会の会議を招集し、その対応に当たることが可能となるため、迅速性、機動性が高まることになり、また首長が教育長を直接任命することにより、任命責任も明確になるほか、教育長の任期を首長より短い3年とすることにより、首長が任期中に少なくとも1回は教育長を任命することができるようになりました。

次にポイント2として教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化であります。

教育委員会が合議体の執行機関である点については変更がありませんが、新制度においても、教育長は、教育委員会の意志決定に反する事務執行を行うことはできません。とはいえ教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることから、今回の改正においては、教育委員会におけるチェック機能の強化と会議の透明化を図ることとされています。そのため教育長の任期を教育委員の任期よりも短い3年とし、教育長に次のことを義務付けられました。

委員によるチェック機能強化として委員の定数の3分の1以上から会議の招集を請求された場合には、遅滞なく会議を招集すること。

教育委員会から委任された事務の管理・執行状況を教育委員会に報告すること、会議の

透明化として会議の会議録を作成し、公表することとしています。

次にポイント3でございます。

今回の改正では、すべての地方公共団体に「総合教育会議」の設置を義務付けられました。

総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関に当たるものではありません。この総合教育会議という協議の場の設定により、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を図ることとしています。

総合教育会議は、原則として首長が招集し、また、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、会議は原則公開することとされています。

この会議においては、大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議を行うこととされています。

ここで総合教育会議について、もう少し詳しくご説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。

総合教育会議に関連する箇所を抜粋しています。

第1条の4第1項では、首長による総合教育会議の設置を義務付けるものです。会議で議論する事項については、大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置の3つが規定されています。

この中に「調整」と「協議」という用語が使い分けられていますが、この会議における「調整」とは、首長の権限に属する事務と教育委員会の権限に属する事務との調和を図ることをいい、「協議」とは、首長と教育委員会の自由な意見交換を言います。

総合教育会議は、首長又は教育委員会が特に必要な事項があると判断した事項に協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議し調整するという趣旨ではありません。

第2項は、この会議の構成員を定めるものです。

第3項は、この会議は首長が招集するものとしています。

第4項は、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、首長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるものとしてございます。

第5項では、この会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができるとしています。

第6項では、この会議は原則公開としつつ、例外的に必要なときは、非公開とできることを定めています。例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護

する必要がある場合や、次年度の予算が伴う新規事業等、決定する前の情報を公開することで公益を害する場合等が想定されています。

第7項では、この会議の議事録の作成とその公表の努力義務について規定しています。

第8項では、会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその結果を尊重しなければならないことを規定しています。

第9項では、第1項から第8項までに規定するもののほか、運営に関し必要な事項は別に定めるとしています。

最後にポイント4ですが、今回の改正において、首長に教育に関する大綱の策定が義務付けられました。大綱は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じ、その地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。これにより地方公共団体の教育政策に関する方向性が明確になります。

以上が、改正の概要でございます。

(浪江総務課長)

皆様よくよくご承知のところもあろうかと思えますけれども、ご確認の意味でご説明をいただきました。特にご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

(浪江総務課長)

ないようでしたら、また後ほどでも繰り返しご質問等ありましたら出していたいただきたいと思います。

それでは、続きまして、次第の4 協議・調整事項の(1) 総合教育会議設置要綱(案) についてを議題とさせていただきます。教育委員会事務局よりご説明をお願いします。

(岡田教育総務課長補佐)

それでは、引き続きまして私の方から説明をさせていただきます。資料の2をご覧ください。与謝野町総合教育会議設置要綱案につきまして、ご説明申し上げます。

要綱の趣旨でございますが、第1条としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、町長と与謝野町教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、与謝野町総合教育会議の設置に必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、所掌事務といたしまして、(1) 与謝野町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、(2) 与謝野町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置となって

います。これに該当する事項としましては、学校等の施設整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項、また幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、また福祉部局と連携した放課後対策、子育て支援等、首長と教育委員会との連携が必要な事項などについての協議、調整が想定されています。

それから（３）では、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置となっています。

これに該当する事項としましては、災害の発生により、生命又は身体に被害は発生していないが、校舎等の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局と連携する場合、また災害発生時の非難先での児童生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉部局と連携する場合、それから犯罪の多発により図書館等の社会教育教育施設でも職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合などについて、協議・調整することが想定されています。

第４条では、会議は町長が招集するものとし、第２項では、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるとするものでございます。

ここで言う具体的事項といえますのは、例えば、教材費や学校図書の実、ICT環境の整備、就学援助の実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する首長の調整が特に必要となる場合が想定されています。

第５条では、意見の聴取について規定しています。

第６条は、会議の公開についての規定でございます。

第７条は、議事録の作成と公表についての規定でございます。

第８条は、この会議の事務局を与謝野町総務課に置くことを定めたものでございます。

説明は以上でございますが、資料を配付させていただきましてから精査をしておりますら、削除をしていただく必要があるところが判明しましたので、今から申し上げます。

第２条（１）（以下「大綱」という。）の削除をお願いします。

次に第３条（以下「構成員」という。）も削除をお願いします。以上で案とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

（浪江総務課長）

それでは、今の訂正２ヶ所も含めまして、ざっと要綱案の説明をいただきました。この案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら出していただきたいと思っております。

事務局からこのようなことを申し上げて何ではございますが、附則の27年4月1日から施行するとしておりますが、これは今日からというふうにさせていただいたらよいでしょうか。いかがでしょうか。今回は、新たに設置する会議体でございますので、今日からで

もよいのではと事務局がこのようなことを申しまして恐縮ではございますが。差支えがなければですが。

(小池教育次長)

基本的にいろいろな設置の仕方があって、本来町長の決裁により設置要綱を定めるということでもいいと思うんですが、それを今回、この設置の内容についても委員の皆さん全員に意見を確認したうえで設置させていただこうという趣旨でございます。

(酒井委員)

これはよそも総合教育会議の設置要綱ですか、条例設置では。

(小池教育次長)

そこまでは定義がございません。事務局が決裁で定めるという方法もあるということでございます。同じようにその内容についてを委員の皆様と協議していただくということで、本日も提案させていただきました。

(浪江総務課長)

いかがでしょうか。大変重要な会議体ですし、ご了解がいただけるようでしたら今日施行ということでさせていただくのがよろしいのではないかと思います。

(小池教育次長)

会議に諮って承認いただいたということで、今日決定ということでいかがでしょうか。

(浪江総務課長)

よろしいでしょうか。

(了承の声あり)

(浪江総務課長)

それでは、事務局から大変申し訳ございませんでしたが、附則は平成 27 年 5 月 27 日から施行するというのでよろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(意見なし)

(浪江総務課長)

ご意見が他にないので、要綱につきましては、一部修正のうえでご承認をいただきましたので、案を削除いただきまして、本会議の設置要綱の承認とさせていただきます。

す。

それでは、次の大綱の策定に移るわけですが、大綱の第4条第3項の規定に基づきまして、町長が議長となり議事を進めることとなっておりますので、町長の議長でよろしく申し上げます。

(山添町長)

それではただ今は、総合教育会議設置要綱を一部修正したうえでご承認いただきました関係で、本教育総合会議については、私が議長を務めさせていただきたいと思っております。

本日の協議、調整事項の2番においては、大綱の策定を上げております。この大綱の策定につきまして事務局から資料3、4を参考にしながら説明を求めたいと思っております。

(岡田教育総務課長補佐)

それでは私の方から大綱の策定についてご説明を申し上げます。

資料の3をご覧ください。

大綱策定について1改正法の概要でございます。

法第1条の3第1項で、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしております。

2項では、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議することとしております。

3項では、地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとしております。

4項では、第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えられたものと解釈してはならないとしております。

次の2の留意事項でございますが、(1)大綱の定義としまして①大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり詳細な施策について策定することを求めているものではありません。

次に2Pをご覧ください。④大綱が対象とする期間については、法律では定められてはいませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであります。

次(2)大綱の記載事項としまして、①大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられます。

②で大綱は、地方教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしています。教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であることとされています。

2 ページ、3 ページにわたって留意事項が書いてありますけれども、以下はお目通しいただければと思っております。

また、参考資料といたしまして、学校教育の重点・社会教育の重点をつけています。

それから、京丹波町の教育振興基本計画をつけていますが、これは資料3、3P(3)で記載しておりますが、教育振興基本計画が策定してある地方公共団体については、これを大綱にしても構わないとありますが、当教育委員会では策定しておりませんので、大綱のイメージとして参考にしていただければと思っております。

大綱の概要については以上です。

次に資料4につきましては、大綱策定に向けての今後のスケジュール案でございます。

第2回を7月初旬、運営指針の協議、大綱イメージ。第3回を9月中旬、大綱案、重点施策の議論。第4回を11月中旬、大綱策定、重点施策の議論。第5回を12月中旬～1月中旬、来年度の重点施策の議論ということで案を上げています。

以上です。

(山添町長)

ただ今事務局から大綱の策定につきまして、ご説明をいたしました。皆様方の中で、大綱の策定につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてご発言いただきますようお願いいたします。

(小池教育次長)

事務局用の資料ですが、他の市町では既に教育大綱を定められているところがございます。参考とさせていただいておりますが、あまり細かい具体的な施策までを定めるのではなくて、方針に留めることのようにです。

(山添町長)

ただ今の次長からそれぞれの市町の教育基本計画が基になったうえで、大綱を定めている自治体の事例等の存在があるようでございますが、与謝野町におきましては、例えば皆様のお手元でございます京丹波町の教育振興基本計画を参考にお話しをしたいと思っておりますが、こうした振興基本計画を定めていなかった背景におきましては、上位の計画として総合計画があったこと、その総合計画の教育分野の方針に沿う形で教育行政を推進してきたという背景があったということでございます。

先ほどありましたように大綱策定に向けての今後のスケジュールということで、事務局

の案として、今年中、11月の中旬までには大綱の策定をしていきたいということでございます。皆様方は、教育委員としてそれぞれの学校現場等を回られる中で、当町の教育における問題点であったり課題等を模索されているという状況だと思いますけれども、私の方は皆様方のようにそれぞれの学校現場を把握している訳でもございませんので、一定期間、この会議に臨むにあたり、事務局との調整・協議の場におきまして、提案させていただいた点が一つございますので、私の方から大綱策定に向けて、若干考えをお伝えさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、政治的中立性という大きな理念がある中で、教育委員会の取組みについて、これまで私の方が積極的に関与をしていくということについては、避けてきました。そうした中に学校現場の把握等も含まれているのではないかとこのように感じています。そうした皆様方のように経験をお持ちである委員さんと共にこれほど重要な大綱になると思うんですけれども、大綱を策定していくには、私自身が子どもたちが今現在、どのような思いを持ち、この町で暮らしていて、かつ将来どのような展望を持っているのかということについて、深く知りたいと、その現状の共有をしていくことがまず大切なのではないかとこの思いの中で、様々なアイデアはあったんですが、夏休みを利用して私の方から、例えば小学3年生か4年生、中学の2年生、3年生に向けて作文の提出をお願いしたいというふうに思っています。その演題については、まだ決定をしていないんですけれども、先ほど申し上げましたように、当町で暮らす子どもたちがどのような思いや展望を持っているのかということを知ることが、教育大綱を定めていくうえでも必要になるだろうというように考えておきまして、この総合教育会議に臨むにあたり、事務局と協議をした中では、夏休みの期間を利用して子どもたちを知るために、二学年くらいを中心として作文の提出をお願いしたいなあと、そうした中で子どもたちの状況を知りたいとその認識でもって大綱策定に向けて、大きく議論を進めていきたいと感じていますが、私のこの案をどのように思われますでしょうか。

(岡田教育委員長)

子どもたちの生の声をきくということは良いことかと思いますが、学校現場をいろいろと見せていただく中で、課題がたくさんあることに子どもたちが気が付いているかどうかということは疑問に感じます。町長がこどもから話しを聞かれるのは一つですが、それがすべてではないと思っております。

こういう子どもに育ってほしいというのがあっての大綱でもいいのかなと思います。

子どもたちの意見としては、こういうことはしたいんだけど今の現実はそのができないとかいう意見はたくさん出てくるのではないかと思います。作文の提出をお願いするのであればもう少し高学年がいいように思いますが、年齢的には3・4年生がよろしいのではないのでしょうか。

(塩見教育長)

委員長がおっしゃるとおりなんです。書けるかというが高学年になりませんか難しいかもわかりません。町長と私とお話し合いをした時にですね、一つの発達理論上から見ると9歳という一つの壁がございます。しかしながら自分の気持ちや考え作文にするとすると5・6年生になると思います。中学校は2年生、14歳というのがポイントになっておりますので、町長がおっしゃったように2年生か3年生がよいと思います。それから委員長がおっしゃったように私も子どもの実態を知ることが大事だと思います。町長は学校も行ってみたいとおっしゃいましたが、加悦谷高校の生徒会との交流がございますが、同じように中学校の生徒会との交流はよいかと思っております、そのようなことも提案させていただいた中で、町長としては子どもの気持ちを知りたいということから、作文をお願いしてはということとなったものです。時期としては、夏休みがよいかなというように思っています。

(山添町長)

先ほど委員長がおっしゃった点で、重要だろうと思ったご発言が2ヶ所あったんですが、一つが学校の課題や問題について、生徒がどれだけ把握しているのかということがわからない、確かにそう思います。その点については、教育委員の皆様方や教育委員会そして現場を司っていらっしゃる校長先生たちから聞くことが重要だろうと思うんですけども、私がこの作文で重要視をしたいのは、そうした環境の問題ではなくて、それぞれ生徒の内面を知りたいということでございます。そうした中で作文においては、生徒の心の内を知るための演題を設定していきたいというふうに思っているのが一点と、そしてこういう子どもに育ててもらいたいという思いは当然私にもございます。しかしながらその思いと今の子どもたちの内面にあまりにも開きがあるとか齟齬をきたすようなことはできるだけ避けたいという思いがありましたので、その私の思いはありますけれども、まず現状の子どもたちの心をそうした作文において知ることができないかということがあったというものでございます。

9歳、14歳という点があったんですけども、9歳、14歳の対象学年の設定については、現在教育委員会にお願いしているところでございますので、お集まりの教育委員の皆さんにこの学年はどうかということまで要点としてお聞きしたいと思いますが、この対象学年については、まだ案の段階ということでございます。

(酒井委員)

大綱の中身の前に、事務局にお尋ねし整理をさせていただきたいのですけれども、まずこの大綱が、町長がおっしゃいましたように基本計画があつて、それから教育委員会が定めている学校教育の重点と社会教育の重点があつて、その中でどういう位置付けのものになるのか、誰から誰に対して発するものなのか、それぞれの違いなどどういうものを示す

ものなのかということをお教えいただきたいことが一点、それからもう一つは、先ほど次長が他市町の大綱を参考に示されましたが、私もインターネット等で見せていただいておりますので、学校教育に重きをおいた大綱、それから教育行政は社会教育等もちろんございますので、そういったものも含めた大きな大綱、そのどこを与謝野町としては詰めていくのかという点についても、こういうものをイメージしているというものがあれば教えていただければと思います。

そして町長がおっしゃっていたお話しについては、私たち教育委員は、学校には行かせていただいて、子どもたちの様子を見ることはできますが、子どもたちから直接こういうことを思っているという言葉を書くということはあまりありません。やはり子どもから見て子どもはこういう様子だなあということと、実際に子ども自身はこう考えているという部分は違うと思います。そして私は教育委員会の中でも何度か申し上げたんですけれども、大人がこういう子どもに育ててほしいと思うのと子どもが思っていることってのは当然違いがあると思いますので、子どもが好きなようにすればいいというものではないと思いますけれども、その思いを知ることは、教育委員会としても必要なことではないかと、その方法として例えば夏休みに学校からたくさん課題をもらう中で、その作文を出すことがふさわしいかどうかは別にして、そういった子どもの思いをそのまま大綱に入れるということではなく、その思いを知ったうえで大綱を作るということについては、非常にいい考えではないかと思えます。

(山添町長)

ありがとうございました。それでは3点につきまして、ご発言をいただいたわけですが、1点目と2点目につきましては、事務局からお答えをしたいと思います。

(小池教育次長)

基本的に首長の教育に対する思いをまとめるということで、細かなものでなく、首長としてこう与謝野町の教育はあるべきだということをまとめていただいたら良いのではと思っております。内容等につきましては、全く白紙です。

(酒井委員)

こうあるべきというものもない。

(小池教育次長)

はい。ただ我々教育委員会事務局から申しますと、最上位計画に総合計画があります。その中で掲げられていることがありますので、そのこととの調整は図られるべきであろうと思います。それから毎年まとめております学校教育の重点と社会教育の重点などこれらとも調整する必要があるだろうと思っております。教育委員会事務局としてはこのように

思っておりますが、あくまでも首長の方針となりますので、その点でも実際事務運営をお世話になる町長部局の総務課と調整を図りながら大綱策定に向けて進めてまいりたいと思っております。

(酒井委員)

そうしますと、学校教育の部分と社会教育の部分の含めたすべてを含めたものということでしょうか。

(小池教育次長)

教育委員会としてこういうものを作ってほしいということは避けたいと思っております。

(酒井委員)

国からは大綱をどのようなものにしなさいということはないですか。

(小池教育次長)

先ほど岡田から説明しましたとおり、その定義といたしまして、教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてですから、学校教育だけではないということです。

(酒井委員)

先ほど次長から紹介のあったのは、〇〇な子どもでしたよね。

(小池教育次長)

はい。あれは一例でございまして、その市はそのように調整をされたものと思います。

昨日の新聞で報道されておりましたが、京都府の第 1 回目の総合教育会議が開かれまして、その中で山田知事がおっしゃっていたのが、あまりにも抽象的で特に子どもたちにストンと落ちないというようなことを語られていたと思うんですけども、それも一つのご意見かなあとしますので、これから町長が考えていっていただいて、教育委員さんとの協議また調整を行う中で策定できたらと思っております。

(浪江総務課長)

私どもも酒井委員がおっしゃるようにまだ漠然としているところがありますが、今日の資料 3 の大綱の策定についての下半分に留意事項がございまして、ここの前文に書いてあることを見ますと、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしているということでございますので、先ほどのお話のように、福祉とか保健とかある意味そういったものも含めた広い形のものになるのかなという思いがしておりますので、先ほどの一例のような形のもの

私な中ではいかがかなって思っております。

(山添町長)

ただ今の 2 点につきましては、これからの協議の過程の中で皆様方とご協議していく側面があるかと思っておりますので、協議を行いながら輪郭をはっきりさせていかなければならないと思っております。

その他ございませんか。

(岡田教育委員長)

確認なんですけれども、委員として、貧困対策はこういうふうに記載してほしいとかいうことではなくて、あくまでも町長がこういう方向で与謝野町の教育はしていきましようということをお大綱として表していくんですよね。

(小池教育次長)

最終的には町長が定めることですが、やはりなぜ教育委員会との総合教育会議になったかと申しますと、教育委員さんは教育分野の専門家といいますか知識経験者ということである意味でのレイマンコントロールであり、町長に対して意見をいただくことで、教育の実態とかを町長に提言したり、意見を出していただくこと、それによって町長が最終的に作り上げていくというようなイメージなのかなと思います。

今申し上げた 4 月の時点で教育大綱ができているところについては、おそらくトップダウンだと思います。それもやはりあるのかなと思いますし、どういう形にしていくのが一番いいのか方法論はないと思います。

(岡田教育委員長)

提案はさせていただけるということですよ。

(小池教育次長)

それがなかったらこの会議を持つ意味はないと思っております。

(浪江総務課長)

それは提案もご意見もしていただく場がここだと思いますので、それらも踏まえて最終的には町長が策定していくということなんではないのかと思います。

何でもおっしゃっていただいたらいい会議体だとは思っています。

(小池教育次長)

大綱の定義としましては、先ほど私や浪江課長からも申し上げた策定にあたっての留意

事項がありますが、例えば大綱記載事項の中では、学校の耐震化ですとか、学校の統廃合、それから認定こども園等の充実ですとかそういったことが例としてあげてありますので、まさしくそういったことも整理をしていく必要があります、この大綱を使うというのも一つではと思います。

(山添町長)

先ほど酒井委員が丁寧におっしゃられた各種計画との整合性なんですけれども、与謝野町の教育大綱の策定がきっちり行えたとするならば、それが上位になって教育における計画になるのではないかなというように思うんですけれども。この点も事務局と協議をする中で私自身おかしいなと思った点があつて、現在総合計画の教育分野において最上位の計画として教育の記述があると。だけれどもこの記述がその議論されて形成されていた過程の中で果たして教育委員の皆様方のご意見がどこまで入っていたのだろうかという点が非常に気になったところでございまして、実際総合計画を作っていく審議会の部会の委員さんのご意見の中でできてきたという状況の中で、果たして総合計画における教育の記述が与謝野町の教育委員会などの内なる声として反映ができていたかということと必ずしもそうではないのではないかなと思う点もやっぱりあります。

そうした中で、各種計画がありますし、当然その整合性はとっていかないといけないと思いますが、今回私そして教育委員の皆様方と揃えて議論ができるということなので、私は各種計画の教育における最上位の計画に位置付けることも十分可能だと思っておりますので、こうした思いは現在の私の思いだということをお伝えさせていただきたいと思えますし、その上位の概念とやはり整合をとっていくという点は非常に重要な点だともおもいますので、これは先ほどのお話しの中にもありましたが、福祉や地域振興などの一般行政との綿密な連携が必要になっているという部分もございますので、そうした部分とも整合させるという思いを現在私は持っているということはお伝えしておかなければならない点だと思っております。

(浪江総務課長)

町長がおっしゃいましたように、総合計画が町の上位計画であつて、それとの整合を図っていかねばならないということですし、今回の係る大綱は、教育部門の上位計画として位置付けられるということだと思いますので、この総合計画の教育の内容がどのように記述されているか改めて冊子をお配りしてご確認をいただけたらと思っております。冊子はお手元の既に届いておりますでしょうか。

(酒井委員)

インターネットでダウンロードして拝見しております。

(山添町長)

第一次総合計画の後期基本計画が平成29年度までとなっているということで、29年度以降の方針をどうするのかという議論も並行してやっていかなければならないと思っておりますし、そうした中で現在まち・ひと・しごと地方創生の動きがある中で、地方の総合戦略をつくるであつたりとか、福祉計画をはじめ様々な計画が各所管課から出てきているということも現状としてあり、この後の総合計画をどうするのかという議論についてもしていかないといけない時期に入っていると思います。これは後々の調整が必要になろうと思うんですけども、そうしたことも状況として頭の隅に置いておかなければならないと思います。

(酒井委員)

もちろんこの大綱は町民の方に対するものなのですが、先ほど次長が示された他市の例は、子どもにも非常にわかりやすいということで、この大綱を誰に対して読んでもらいたいのかという部分は、一番最初に意識しておかないと、大綱を策定する策定者は町長ですけども、やはり会議で協議をして出す以上、町長の思い、教育委員会の思いということでございますので、これを誰にわかってもらいたいのか、それによって例えば例としてあった幼稚園、保育所、認定こども園についての幼児教育等の充実、統廃合にしてもそうですけれども、非常に細かいところまで記載するとなると子どもには難しいと、これをどこを目指すのかというのは、例えば学校教育の重点は、住民の方が読まれても複雑で、あれは学校の先生がこういう教育を行っていくという指針だということですので、やはり誰に読んでもらうのかをはっきりさせてしていただきたいと思います。

(浪江総務課長)

私自身の受け止め方は、今の酒井委員のご意見から言えば、町民に向けてということかなと理解するんですけども、違うというご意見がございましたら、出していただいたらいと思いますが、単に子どもだけではなくて、町民全員に向けて、この町の教育行政はこういう目標に向かってみんなでやっていきましょうというそういうものをお見せするということでしょうから、単に子ども向けだけではない訳ですし、そういう思いのかなと受け止めているんですけども。ご意見をお出しいただければと思います。

といって、あまり細かいことにしますと焦点がぼけてしまうので、わりとスマートなものにしたほうがいいとも思います。

(岡田教育委員長)

この京丹波町の基本計画を見てみると、町民や保護者の皆さんに教育アンケートを策定にあたっては実施をされたということですから、やはり町民と保護者ということで、子ども自身にというよりは、誰に対してというのは町民の方にはなるんでしょうね。社会教育

も含めて。

これを見せていただくと、どれもこれも理想が書かれていますが、やっぱり与謝野町らしさというものも大綱には盛り込んでいくようになるのでしょうか。

私たち委員は学校訪問をさせていただいて、一番気になるのが、今は国でも貧困対策が言われていますが、準要保護の子どもの割合が年々上がってきているところがすごく気にかかるのでございます。やはり家庭がしっかりしていないといくら勉強とか言っても心の拠りどころが子どもには不可欠だと感じています。せっかく与謝野町というところは、近所の付き合いも都会みたいなことはないので、地域総がかりで「子育てするには与謝野町で」というモットーがあると思うので。子どもは宝であり、隣の子もだから知らんではなくて、何かそういうニュアンス的なことが書き込まれるといいのではと思います。

家庭環境が厳しい子にはなかなか勉強の方まで気持ちが向きにくいので、学校訪問をさせていただいて、どうにかしてあがられないものかと毎年思うところです。やはり地域がもっと子育てに関わっていける環境が充実していけばと痛切に思います。

気持ちというのは数字的に表せませんが、そのへんをどのようにフォローしていくのが、子どもが成長していくには、一番大事なことのように感じています。

(塩見教育長)

京丹波町のこの形は、全国どこでもこうなると思います。私も後期総合計画の教育分野は網羅したいと思います。その内容をどう充実させていくかということと、岡田委員長がおっしゃったようにやっぱり与謝野町らしさをメインにもっていきたいと思います。社会教育の分野も入れていかないと学校教育だけではいけないですし、総合計画には網羅されておりますので、細かいことは、この会議の中で協議していきたいと考えています。また、先ほど委員長がおっしゃったように貧困対策のことについても、町と一緒にやらなければならない問題ですし、教育サイドだけではクリアできない問題です。町が果たすべき役割、学校教育が果たす役割を考えていく一つのファクターだというように思っております。

それから「指導の重点について」ですが、私たちはこれが当たり前であり、先生に対する指導書として考えていました。ところが、実は町民に知っていただくものであり、もう少しリーフレットの的なものにして、町民にわかりやすく知らせていきたいという考えは持っております。ですからあまり細かいものにすると伝わりにくくなりますから、やっぱり町民に対して与謝野町はこんな教育をしていきますということを知らしめていく大綱であろうと思います。だからこそ子どもたちはどんな願いを持っているんだろうかという判断基準は必要かと思います。7月には町政懇談会もございまして、町民からの声も聞かせていただきたいというふうに思っております。

(山添町長)

先ほど酒井委員からご指摘がありました誰に向けての大綱になるのかということに関しては、今の議論の大筋を占めるのは、町民に向けての大綱であろうという部分が前提になってきたということだと思います。ただ今伺ったご意見を参考にさせていただきながら、伝えるべきポイントは、例えば子どもたちにも伝えるような配慮は不可欠かなというように思いますし、伝えるべき段階になった時にきっちり対応ができるような柔軟性を持った大綱にしていくべきなのかなあと、今ご意見を伺っていて感じました。また、京丹波町の例を見まして、全国一律的な雰囲気もあるのではないかと、与謝野町しかできないような大綱というのはどういう大綱になるのかという部分もこれからの議論の中で詰めていかなければならないのではないかと考えておりますが、私見ですけれども、その基本的義務教育ってというのは、子どもたちが未来を生きていくために必要な能力を身に付けてもらうという部分だと思うので、その時代を読むというか10年後、20年後子どもたちが生きる未来がどうなっているのか、その未来に必要な力はこういったものなのかという視点も多分取り入れていくと、その総花的な一律的な解答にはならないのではないかなと思える点もありますので、できる限り子どもたちが生きていくうえで、これから必要だと思われる力を伸ばしていくための教育大綱なんだという部分もあるのかなと皆さん方のご意見を聞いていて思いましたので、そうしたことも諸々考えながら大綱策定に向けて歩みを進めてまいりたいと思います。

確認事項といたしましては、先ほど冒頭で申し上げましたように、生徒に対しての作文といたしますのは、時期も調整が必要かとは思いますが、夏休みに取っていききたいなと思っておりますので、ここは確認させていただきたいと思います。

それでは、5時までの時間でございますので、2番の大綱策定についての協議を終えて、3番目の議題であります意見交換に移りたいと思います。

どうぞごつくばらんをお願いいたします。

(樋口委員)

先ほどの大綱のことでは私自身も大まかなところがかみかねているところもあって、なかなか発言をさせていただくことが難しいかなと思っていたんですけども、先ほど町長がおっしゃったように、町を良くするというはもちろん大事なことであると思います。私自身お願いしたいのは、先ほど委員長もおっしゃられましたけれども、一番に感じるのは、教育を受けてその力を伸ばすそれが、先ほど町長がおっしゃった未来を生きていく力を育てていく、力を蓄えていくことが一つの教育の目標であったり、大きなポイントであると思うんですけども、その段階に立てない子どもがもう既に多く存在する、そして今度、先ほど総務課長もおっしゃったように福祉の方も教育の方と一緒にあって、与謝野町は町長のご意志のもと、力を合わせて子どもたちを守って育てていくという方向を私たちに示してくださいましたので、私のお願いとしては、どうぞこういった子どもたちが教育の場というまず土台に立てていない子どもが増えつつある、それを私たちそしてあら

ゆる力をもって、教育また地域の宝である子どもを育てるという観点を大切に、またそう
いったことで、安心して子どもが与謝野町で生まれ育って頑張って勉強ができた、あの日
まではつらかったけど、途中から何か変わってきたよ、与謝野町の教育変わってきたよ、子
どもに対する企画が変わってきたよってということ感じられる、もちろん私どもも精一杯、
頭を使い、体を使い後見をするつもりでございますけれども、町の方もお心置きいただけ
たらなと思います。

(岡田教育委員長)

それこそ去る研修会でインターネット利用のいろんな事例をお聞きすると、子どもだけ
ではなしに、大人にもマナーが必要だと話されていました。特にこれから若い方は生まれ
育った時から携帯電話、あるいはインターネットはあって当たり前の方に育っていく中
で、善悪をしっかりと身に付けられるような文言をいれたいと思っています。

歯止めは、モラルとかその方の使い方だけになってきますので。

(浪江総務課長)

ただ今委員長がおっしゃったことは、私たちもつくづくそう思っておりまして、あまり
そのことは、他の市町の大綱にも見当たらないのではないかなっていうところもあります
し、私たちの世代は、最初手書きで今パソコンの世代ですよね。そうするとほんとに漢字
一つも頭が退化してしまって出てこない。それが、子どもたちはこれからどうなっていく
のかなあと、そういう時代に入っていくにつけ、読み書きっていいですか、読むのは読
めても、書くっていうことの人間としての退化が起きていくのではないかと、国語の世界
が大きく変わっていくのではないかなみたいところが私自身も感じられますし、これから
はそういったところを教育で補っていく部分もあっていいのではないかなと思います。

(山添町長)

それではまだまだ話しは尽きないと思いますが、このあたりで会議を閉じたいと思いま
す。今後のスケジュールにつきましては、概ねこの資料に沿う形で進めていくことになろ
うかと思いますが、作文を集約したあとの総合教育会議は、これよりも少し頻繁に行う必
要があるのではないかと思いますので、若干の変更があると思いますが、非常に重要な大
綱を定めるということなので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、第1回の総合教育会議を閉会するにあたりまして、塩見教育長からご挨拶を
いただきたいと思います。

(浪江総務課長)

申し訳ございません。議事録の調製につきまして確認をさせていただきたいと思いま
す。本会議の議事録につきましては、総務課で作成をさせていただきますけれども、作成しま

したものを一度委員の皆さんに確認依頼をさせていただきまして、そのうえで文言あるいはニュアンスなど不都合な点がございましたらご指摘をいただきまして、それを修正させていただいてそれで議事録とさせていただきたいと思っております。それを要綱にもございますように公開していくということで、ホームページ上で公開をさせていただいたらどうかと思っております。

なお、議事録の体裁につきましては、教育委員会の会議の議事録に倣って作成をしたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

(意見なし)

(浪江総務課長)

ありがとうございます。

(山添町長)

それでは、教育長お願いいたします。

(塩見教育長)

長時間にわたりまして、本当にお世話になりましたありがとうございます。今日の会議を受けまして、町長の教育に対する思いは、従来から私は感じておりましたが、さらに感心が深いことを認識いたしました。大変うれしく思っております。これからもぜひ与謝野町の教育の推進のためにご尽力いただきたいと思いますと思っております。

今日、ふと京都新聞の読者の声を見ておりましたら、高校生の子がスマホのことでよっぽど大人の方が悪いと書いておりました。私はすぐ目に留まりまして、教育大綱についても、やっぱり大人が頑張らないといけません。子どもにばかり頑張れ頑張れではしんどいのかなということを思って来ました。

今後も何度か続きますけれども、こういった会議が頻繁にされるということは、与謝野町の教育の充実につながっていくと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。今日はありがとうございました。

(浪江総務課長)

お世話になりました。ありがとうございました。また次回以降ご案内をいたしましたら何卒ご出席いただきますようお願いをいたしまして、本日は閉会させていただきます。

ありがとうございました。